

会議録（要旨）

									記録者		神谷 主事	
供 覧	部 長		次 長		課 長		課 長 補 佐		主 査 ・ 係 長		グ ル ー プ 員	

件 名	令和8年度 第1回 龍ヶ崎市都市計画審議会
年 月 日	令和8年6月24日（水）
時 間	午後2時00分～午後3時00分
場 所	市役所5階 全員協議会室
出 席 者	【都市計画審議会】 坂野会長、秋山委員、大野委員、櫻井委員、廣瀬委員、石引委員、山崎委員、椎塚委員、大竹委員、見澤委員、天谷委員、木田委員、関口委員、山田委員 【事務局】 橘原都市整備部長 廣田都市整備部次長 （都市計画課）秋山課長、松田課長補佐、飯田課長補佐、小山室長、櫻井主幹、記録者 （下水道課）松田課長補佐、板橋主幹
傍 聴 人	1人

会 議 内 容	1 開 会 2 挨 拶 3 議 題 諮問第1号 竜ヶ崎・牛久都市計画 区域区分の変更 諮問第2号 竜ヶ崎・牛久都市計画 用途地域の変更 報告第1号 竜ヶ崎・牛久都市計画 下水道の変更 報告第2号 特定生産緑地の指定 4 閉 会
要 措 置 事 項	

情 報 公 開	公開・非公開の区分	公 開 ・ 部 分 公 開 ・ 非 公 開	
	非公開（一部非公開を含む）とする理由	（龍ヶ崎市情報公開条例第9条第 号該当）	
	公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）	年 月 日	

発 言 者	発 言 内 容
1. 開 会	
【事務局】	・ただいまより令和８年度第１回龍ヶ崎市都市計画審議会を開会する。
2. 挨 拶	
【会長】	◇挨拶
【事務局】	◇配布資料の確認 Ⅰ．事前配布資料 １ 会議次第 ２ （資料１） 竜ヶ崎・牛久都市計画 区域区分の変更 竜ヶ崎・牛久都市計画 用途地域の変更 ３ （資料２） 竜ヶ崎・牛久都市計画 下水道の変更 ４ （資料３） 特定生産緑地の指定 Ⅱ．本日配布資料 ５ 委員名簿
【事務局】	・佐々木委員に代わり大野委員、寺家委員に代わり見澤委員が選出されたことを報告する。
3. 議 題	
【事務局】	・議事に入る。 ・議事の進行は、当審議会条例第７条第２項に基づき、会長が議長となることとなっているため、会長に議長をお願いする。
【議長】	・出席委員の確認について、事務局より報告をお願いする。
【事務局】	・委員総数１９名の内、出席者１４名、欠席者５名。よって、出席者が委員の過半数に達していることを報告する。
【議長】	・過半数に達している為、審議会条例第７条第３項の規定に基づき、会議が成立することを確認。 ・傍聴の希望があったので、これを許可している。 ・会議録の作成方法と、会議録署名人について事務局より説明をお願いする。
【事務局】	◇会議録の作成方法、会議録署名人について説明
【議長】	・会議録署名人について、１号委員から１名、市民公募の委員から１名選出することとし、名簿の記載順より、大野委員と木田委員にお願いしたい。 →両名了承
諮問第１号 竜ヶ崎・牛久都市計画 区域区分の変更 諮問第２号 竜ヶ崎・牛久都市計画 用途地域の変更について	
【議長】	・議事に入る。 ・諮問第１号 竜ヶ崎・牛久都市計画 区域区分及び、諮問第２号 竜ヶ崎・牛久都市計画 用途地域の変更について事務局より説明をお願いする。
【事務局】	◇諮問第１号 竜ヶ崎・牛久都市計画 区域区分の変更 ◇諮問第２号 竜ヶ崎・牛久都市計画 用途地域の変更 について説明
【議長】	・事務局から説明があったが、ご意見、ご質問はあるか。

【秋山委員】	・河川整備より２０年近く経っているが、なぜ現在になってこの都市計画の変更を行うのか。
【事務局】	・令和６年度から令和７年度にかけて都市計画情報のデジタル化を行った。それに伴い、情報の整理をしたところ今回の件が確認されたため、このタイミングでの都市計画の変更になった。
【議長】	・県道沿いの変更について再度詳しく確認したい。
【事務局】	・平成６年に県道としての供用が開始されている。恐らく河川の形状もそのタイミングで変更になっていると思われるが、当時都市計画の変更が行われていなかった。その中で都市計画情報のデジタル化に伴う情報整理の中で、現況と都市計画との相違が確認されたため、このタイミングでの変更になった。
【議長】	・他にご意見、ご質問等はあるか。 ・無いようであれば、諮問第１号 竜ヶ崎・牛久都市計画 区域区分の変更、諮問第２号 竜ヶ崎・牛久都市計画 用途地域の変更については原案のとおりとすることで異議はないか。 →異議なし ・異議なしとのことなので、諮問第１号 竜ヶ崎・牛久都市計画 区域区分の変更、諮問第２号 竜ヶ崎・牛久都市計画 用途地域の変更については、妥当であると認め、その旨、答申させていただく。
報告第１号 竜ヶ崎・牛久都市計画 下水道の変更について	
【議長】	・報告第１号 竜ヶ崎・牛久都市計画 下水道の変更について事務局より説明をお願いする。
【事務局】	◇報告第１号 竜ヶ崎・牛久都市計画 下水道の変更について説明
【議長】	・事務局から説明があったが、ご意見、ご質問はあるか。
【秋山委員】	・農業集落排水は、板橋・大塚町地区の他にもあるのか。
【事務局】	・板橋・大塚町地区のみが農業集落排水となっている。
【議長】	・他にご意見、ご質問等はあるか。
【関口委員】	・５月に開催された住民説明会ではどのような意見等があったか。また、住民への影響はあるのか。
【事務局】	・住民説明会では使用料についての質問があった。農業集落排水と公共下水道を比較した際に、公共下水道の方が若干ではあるが廉価となっている。編入する際の工事についても質問があったが、日程等について検討をした後に住民への周知をしていくと回答した。
【議長】	・平均使用料でどの程度変わるのか比較できるものはあるか。
【事務局】	・一般家庭の３名で２１㎡使用した場合、公共下水道使用料は３,００３円、農業集落排水使用料は３,０９８円となっている。
【議長】	・他にご意見、ご質問等はあるか。
【山田委員】	・住民説明会への参加は何名中何名だったのか。
【事務局】	・住民説明会への参加対象は市内全域としており、参加されたのは３名。
【天谷委員】	・資料の中に「供用開始から２０年が経過し、老朽化が進んでいる」とあるが、２０年で老朽化となるのか。また、公共下水道への統合を行っても老朽化してしまうのではないか。

【事務局】	・農業集落排水の処理場の機械設備や電気設備の耐用年数は１５～２０年となっているため、老朽化が進んでおり更新のタイミングがきているといえる。 ・公共下水道については「霞ヶ浦常南流域下水道全体計画」に属しており、処理場等の更新計画は県で行っている。市で管理している管理施設については、農業集落排水と同様に耐用年数が５０年となっているため、状態をみて更新を行っていく計画をして、老朽化に対応する。
【議長】	・龍ヶ崎市では下水道管の環境改善や更新を行っているということで間違いな いか。
【事務局】	・ストックマネジメント計画に基づき、点検調査を行っており、現在修繕改築 計画も策定している。
【議長】	・他にご意見、ご質問等はあるか。 ・ないようであれば、報告第１号 竜ヶ崎・牛久都市計画 下水道の変更につ いては以上とさせていただきます。
報告第２号 特定生産緑地の指定について	
【議長】	・報告第２号 特定生産緑地の指定について事務局より説明をお願いします。
【事務局】	◇報告第２号 特定生産緑地の指定について説明
【議長】	・事務局から説明があったが、ご意見、ご質問はあるか。
【秋山委員】	・今回の報告は諮問ではないのか。
【事務局】	・１１月に開催を予定している都市計画審議会の案件として、今回は事前の報 告となる。
【議長】	・他にご意見、ご質問等はあるか。
【櫻井委員】	・今後３０年を迎え、指定が必要となる案件は何件くらいあるのか。
【事務局】	・市内には生産緑地が３７地区あり、そのうち既に特定生産緑地に指定してい る地区が３２地区、特定生産緑地の指定をしなかった地区が４地区、今後指定 を予定している地区が２地区ある。なお、既に特定生産緑地へ指定している３ ２地区は１０年毎に更新となるため、令和１４年を目途に所有者の意向を再度 確認することとなる。
【議長】	・他にご意見、ご質問等はあるか。 ・ないようであれば、報告第２号 特定生産緑地の指定については以上とさせ ていただく。
その他報告事項	
【議長】	・以上で、本日の議題は終了となるが事務局より何かあるか。
【事務局】	・今回答申をいただいた 区域区分及び用途地域の変更については異存ない旨 を茨城県に回答する。両者同時に９月を目途に告示予定。 ・今回報告を行った下水道の変更と特定生産緑地の指定については、１１月を 目途に諮問予定。
４．閉会	
【議長】	・事務局から説明があったが、ご意見、ご質問等はあるか。 ・無いようであれば、以上で令和８年度第１回龍ヶ崎市都市計画審議会を終了 とする。

令和 年 月 日

会議録署名人

令和 年 月 日

会議録署名人